

青労発雇均 0518 第 2 号

平成 30 年 5 月 18 日

一般社団法人青森県建設業協会長 殿

青 森 労 働 局 長

### 働き方改革に係る各種支援策の周知等について

日頃より、労働行政の円滑な推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、平成 29 年 3 月に政府の「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革  
実行計画」においては、時間外労働の上限規制の導入、同一労働同一賃金など非正規  
雇用労働者の待遇改善などの取組が示されたところです。

青森県における働き方改革を実現するためには、県内すべての事業者において働き  
方改革の趣旨を御理解いただき、その上でしっかりと取り組んでいただくことや、昨  
今の人手不足感の強まりが高まるなかでは、一層の生産性向上による企業の変革とと  
もに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」  
を進めていくことが重要となります。

こうしたなか、厚生労働省においては、関係機関と連携し別添 2、3 及び 4 に示す  
各種の支援を展開しているほか、本年 4 月から全都道府県に「働き方改革推進支援セ  
ンター」を開設することとし、青森県においては別添 1 のとおり「青森県働き方改革  
推進支援センター」（以下「支援センター」という。）が開設されました。

支援センターでは、働き方改革の実現に向け、労働法令の周知をはじめ 36 協定の  
締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなどの必要な情報やノウハウを  
提供し、企業等からの求めに応じた相談の支援を行うものであり、地域の商工団体、  
よろず支援拠点等と連携を図り、各地域において出張相談会や企業向けのセミナーを  
開催し、働き方改革の推進を図ることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、働き方改革に係る取組について御理解い  
ただきますとともに、傘下の会員事業場等に対しまして、各種の支援や支援センター  
に係る周知と利用勧奨を図っていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

# 「青森県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、  
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【青森県働き方改革推進支援センター】

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

電話：0800-800-1830

メール：aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

住所：青森市青柳2-2-6

(一般社団法人青森県労働基準協会内)

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

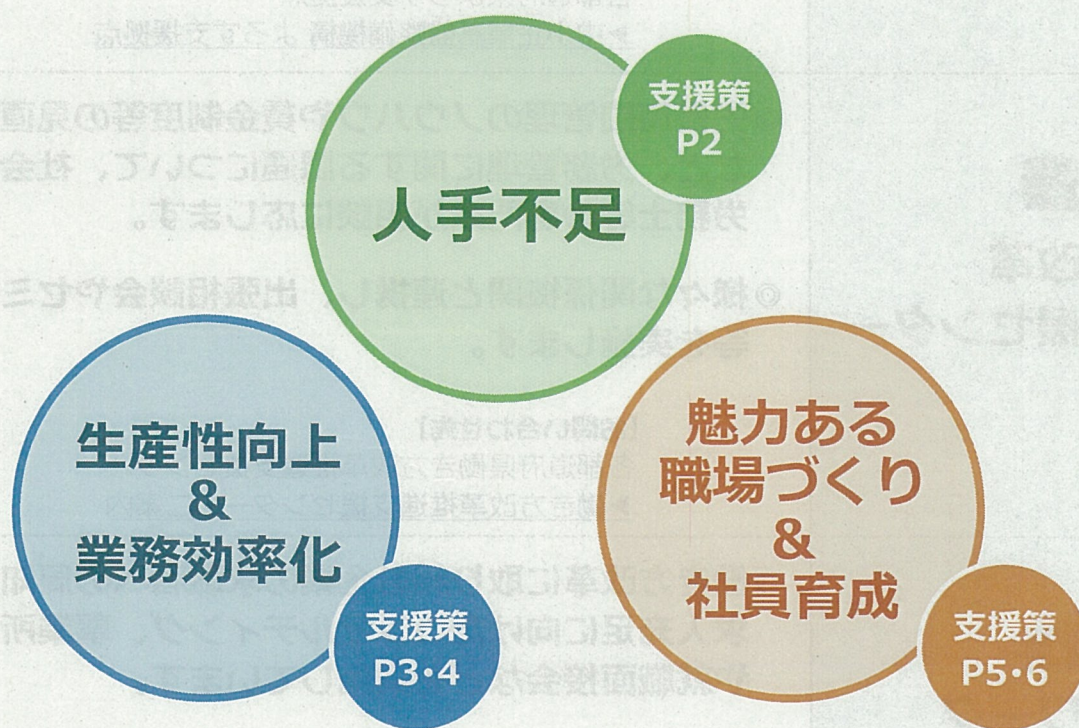
どうぞお気軽に、  
ご相談ください。

等



# 働き方改革支援 ハンドブック

働き方改革を契機に、  
貴社の課題解決を進めましょう！！



全般的なお悩みは【相談窓口】へ (P1)

平成30年4月

厚生労働省

中小企業庁

## 相談窓口

- 働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？  
以下の窓口へ、お気軽にお越しく下さい。  
各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

### 相談窓口①

#### よろず支援拠点

- ◎生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。
- ◎経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。

【お問い合わせ先】

各都道府県よろず支援拠点

▶[中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点](#)



### 相談窓口②

#### 働き方改革 推進支援センター

- ◎労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
- ◎様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。

【お問い合わせ先】

各都道府県働き方改革推進支援センター

▶[働き方改革推進支援センターのご案内](#)



### 相談窓口③

#### ハローワーク

- ◎働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所

▶[都道府県労働局所在地一覧](#)



- 最終ページでは、貴社の課題を自己診断できるポータルサイトもご紹介しています。

課題  
1

## 人手不足

■ 人手不足にどのように対応すべきか  
悩んでいませんか？

### 中小企業の成功体験をご紹介します

#### 支援策①

中小企業・  
小規模事業者  
人手不足対応  
ガイドライン

◎ 人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

▶ [中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要](#)



▶ [中小企業・小規模事業者の人手不足対応事例集](#)










課題  
2

生産性向上  
&  
業務効率化

■生産性向上や業務効率化等に取り組みませんか？

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

<p><b>支援策①</b></p> <p>ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<p>◎革新的なサービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県地域事務局（都道府県中小企業団体中央会） ▶平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募について</p> 
<p><b>支援策②</b></p> <p>IT導入補助金</p>	<p>◎生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。</p> <p>＜1次公募期間＞平成30年4月20日～6月4日</p> <p>【お問い合わせ先】 ▶平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業</p> 
<p><b>支援策③</b></p> <p>小規模事業者持続化補助金</p>	<p>◎商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援します。</p> <p>＜公募期間＞平成30年3月9日～5月18日</p> <p>【お問い合わせ先】 所在地を管轄する商工会・商工会議所 ▶平成29年度補正「小規模事業者持続化補助金（小規模事業者支援パッケージ事業）」の公募を開始します</p> 
<p><b>支援策④</b></p> <p>中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例</p>	<p>◎生産性向上特別措置法案に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税を軽減（ゼロ～1/2）します。</p> <p>◎合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡大・重点支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803 ▶生産性向上特別措置法案による支援</p> 

<p><b>支援策⑤</b> 人材確保等支援 助成金</p>	<p>◎金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と、賃金アップを実施した企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p><b>支援策⑥</b> 業務改善助成金</p>	<p>◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局雇用環境・均等部（室） ▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧</p> 
<p><b>支援策⑦</b> 時間外労働等改善 助成金</p>	<p>◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局雇用環境・均等部（室） ▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧</p> 

## その他

▶ **労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせは、【労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」】まで**労働時間に関連する法令など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

▶ [都道府県労働局所在地一覧](#)



## 参考

### 支援策⑤・⑦ 「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶ [事業主の方のための雇用関係助成金](#)



### 支援策⑥ 「業務改善助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」をご覧ください。





▶ [業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援](#)






魅力ある  
職場づくり  
&  
社員育成

■ 魅力ある職場づくりや社員の育成に  
取り組みませんか？

助成金等で、人材の定着・育成を支援します

<p><b>支援策①</b></p> <p>両立支援等助成金</p>	<p>◎ 育児休業の円滑な取得・職場復帰の支援や代替要員の確保を行った企業を支援します。</p> <p><b>【お問い合わせ先】</b> 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ <a href="#">雇用関係各種給付金申請等受付窓口</a></p> 
<p><b>支援策②</b></p> <p>育児・介護支援 プラン導入支援事業</p>	<p>◎ 社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。</p> <p><b>【お問い合わせ先】</b> 株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局（委託先） TEL:03-5542-1740 ▶ <a href="#">「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を希望する事業主の方へ</a></p> 
<p><b>支援策③</b></p> <p>65歳超雇用推進 助成金</p>	<p>◎ 65歳以降の継続雇用延長や定年引上げ、高齢者向けの機械設備導入等を行う企業を支援します。</p> <p><b>【お問い合わせ先】</b> (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課） ▶ <a href="#">独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部</a></p> 
<p><b>支援策④</b></p> <p>人材確保等支援 助成金（再掲）</p> <p>(※) 平成29年度までは職場定着支援助成金として実施</p>	<p>◎ 雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備等に取り組む企業を支援します。</p> <p><b>【お問い合わせ先】</b> 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ <a href="#">雇用関係各種給付金申請等受付窓口</a></p> 



<p><b>支援策⑤</b> キャリアアップ助成金</p>	<p>◎非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p><b>支援策⑥</b> 産業保健関係助成金</p>	<p>◎社員の健康づくりのための取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 (独)労働者健康安全機構 ▶独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健関係助成金</p> 
<p><b>支援策⑦</b> 人材開発支援助成金</p>	<p>◎通常の業務を離れて行う社員訓練（OFF-JT）や通常の業務の中で行う社員訓練（OJT）について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 

その他

▶ **人手不足・人材確保に関するお問い合わせは【ハローワーク】**まで働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所（ハローワーク）

▶ [都道府県労働局所在地一覧](#)



▶ **中小企業の人材育成に関するお問い合わせは【生産性向上人材育成支援センター】**まで人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

▶ [独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構生産性向上人材育成支援センター](#)



参考

**支援策①・③～⑤・⑦ 「雇用関係助成金」の助成要件など**

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶ [事業主の方のための雇用関係助成金](#)



貴社の課題や改善策の発見のために！

自己診断ツールもご活用ください

# 働き方・休み方改善 ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。

企業の実践事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、貴社の「働き方改革」にご活用ください。

The screenshot shows the homepage of the 'Work and Rest Improvement Portal Site'. At the top left, there is a navigation menu with the text '働き方・休み方改善ポータルサイト'. On the right, there is a hamburger menu icon. Below the header, there is a central graphic illustrating the site's process: '見える化' (Visualization) + '経営トップの判断' (Management Top Judgment) = '働き方・休み方改善' (Work and Rest Improvement). Underneath this graphic are three buttons: '実態把握' (Status Understanding), '実践' (Practice), and '改善' (Improvement). Below these are two main navigation buttons: '診断する' (Diagnose) and 'ログインする' (Login). The main content area is divided into four quadrants, each with an icon and text: 1. Top-left: A checkmark icon with the text '自己診断を行う' (Perform self-diagnosis). 2. Top-right: A magnifying glass icon with the text '企業の実践事例を検索する' (Search for corporate practice examples). 3. Bottom-left: An icon of a person at a presentation with the text 'シンポジウム・セミナー情報を見る' (View symposium/seminar information). 4. Bottom-right: An open book icon with the text '課題別に対策を知りたい' (I want to know countermeasures by topic).

働き方 休み方

検索

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

# 「時間外労働等改善助成金」 (時間外労働上限設定コース)のご案内

別添3

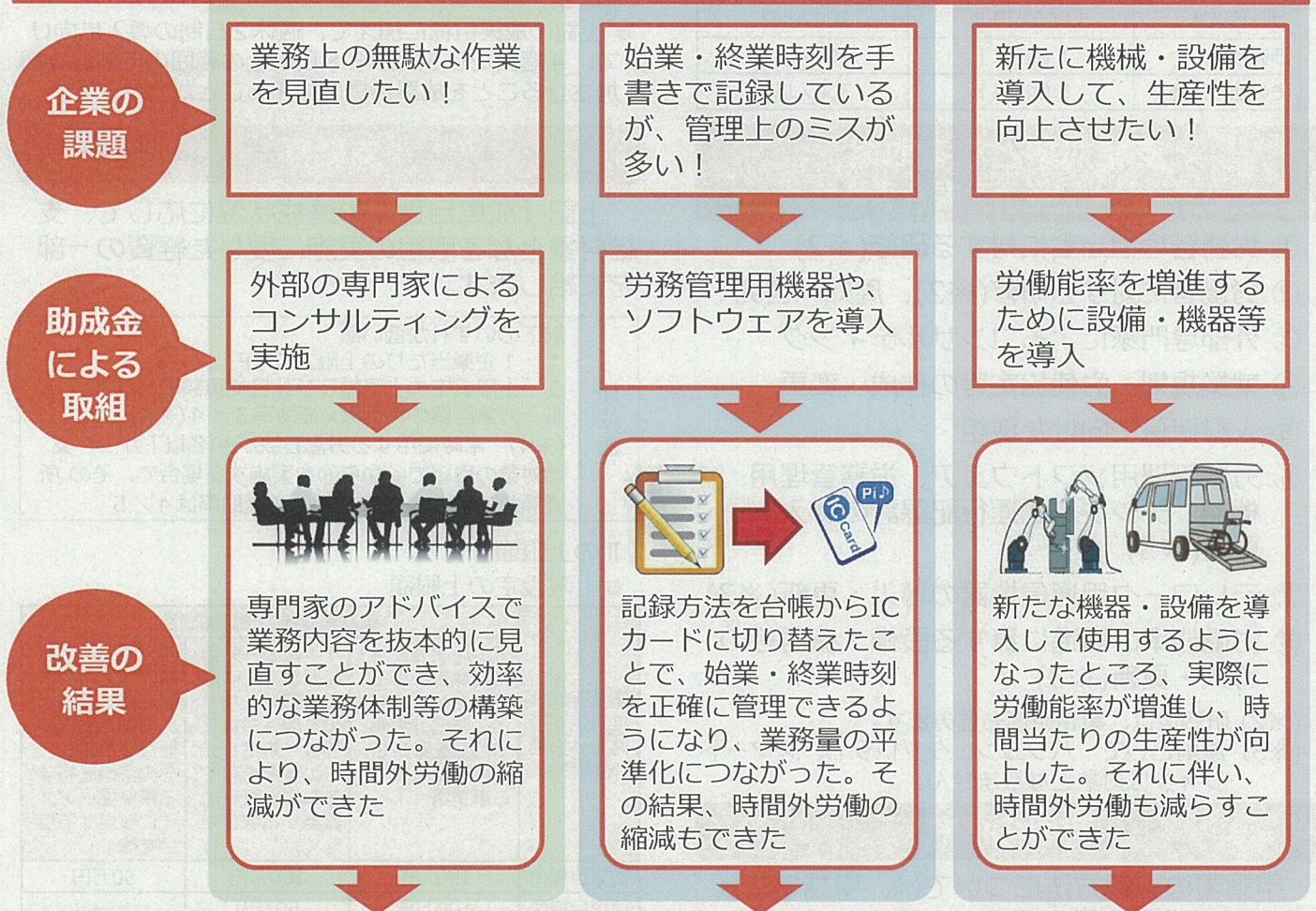
時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

## ▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上限額を加算（助成金の合計は200万円まで）
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5 に上乘せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、限度基準告示の適用除外業種も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

## 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることにより、時間外労働の縮減が可能に!!**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。

労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

# 時間外労働上限設定コースの助成内容

## 対象事業主

平成28年度又は平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は12月3日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

## 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

- 上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

## 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円 II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額 III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 【IIの上限額】

- 上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

- 休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

## 「働き方改革・人財力向上」に係る取組への主な支援制度

制度	名称	概要	問い合わせ先
相談	青森県働き方改革推進支援センター	・36協定、非正規雇用労働者の待遇改善、賃金の引上げ、労働生産性の向上、人手不足、助成金等の相談に総合的に対応 ・窓口での相談、出張相談会、セミナーを実施	青森県働き方改革推進支援センター (0800-800-1830)
	生産性向上人材育成支援センター	・労働生産性向上のための人材育成に関する相談・支援	ポリテクセンター青森 (017-777-1234)
	青森県よろず支援拠点	・売り上げ拡大や経営改善、人手不足に関する相談・支援	公益財団法人 21あおり産業総合支援センター (017-721-3787)
ポータルサイト	働き方・休み方改善ポータルサイト	・自社の取組の公表や、他社の取組を閲覧することが可能	厚生労働省
	女性の活躍・両立支援総合サイト	・自社の取組の公表や、他社の取組を閲覧することが可能	厚生労働省
	中小企業・小規模事業者のための人手不足対応100事例	・人手不足対策の好事例集	中小企業庁
助成金制度	時間外労働等改善助成金 <small>(職場意識改善助成金より改称)</small>	・生産性を高めながら労働時間の改善に取り組む事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	業務改善助成金	・事業場内の最低賃金の引上げや、生産性向上のための設備投資等を実施した事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	両立支援等助成金	・仕事と育児・介護に両立支援や女性活躍推進のための取組を実施した事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	人材確保等支援助成金	・評価、処遇制度等の整備、介護福祉機器の導入、生産性向上に資する設備への投資により、労働者の雇用環境改善を図る事業主に対して助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	キャリアアップ助成金	・非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	人材開発支援助成金	・職業訓練を実施する事業主に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	生産性向上による労働関係助成金の割増	・労働関係助成金（一部を除く）の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年前に比べて6%以上伸びている事業主（または、1%以上6%未満伸びており、金融機関から一定の「事業性評価」を得ている事業主）が対象	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	65歳超雇用推進助成金	・高齢者が年齢に関わりなく、意欲と能力のある限り働ける雇用環境の整備等を行った事業主に対し助成	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 高齢・障害者業務課 (017-721-2125)

## 「働き方改革・人財力向上」に係る取組への主な支援制度

制度	名称	概要	問い合わせ先
低利融資制度	地方創生ファンド	・従業員の健康増進、女性の活躍や働きやすい職場環境整備等に取り組む事業者が対象 ・通常の利率よりも、最大0.6%優遇	株式会社 青森銀行 (融資窓口)
	地域活性化ローン ふるさと・いきいき	・職場の健康づくり、子育て支援、女性活躍推進等に取り組む事業者が対象 ・通常の利率よりも、最大0.5%優遇	株式会社 みちのく銀行 (融資窓口)
認定・認証制度	くるみん認定制度	・仕事と子育ての両立の取組状況が優良な企業	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-4211)
	えるぼし認定制度	・女性活躍推進の取組状況が優良な企業	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-4211)
	ユースエール認定制度	・若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な企業	青森労働局職業安定部 職業安定課 (017-721-2000)
	あおもり働き方改革 推進企業認証制度	・若者の経済的安定、女性の活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む企業 ・認定を受けると、県が行う入札の参加資格申請時に加点対象となる	青森県健康福祉部 こどもみらい課 (017-734-9301)
	青森県健康経営認定 制度	・職場内の健康づくりのための取組を実施している企業 ・認定を受けると、県が行う入札の参加資格申請時に加点対象となる	青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 (017-734-9283)
その他の事業	女性の就活・定着 応援事業	・女子学生や若手女性社員、子育て女性の県内就職・定着を支援	青森県商工労働部 労政・能力開発課 (017-734-9398)
	まるごとあおもりUIJ ターン雇用支援事業	・県外に流出した青森県出身者、青森県の企業に興味のある県外在住者に対し、県内企業の合同PR等により県内の情報を発信することで、UIJターンを促進	青森県商工労働部 労政・能力開発課 (017-734-9398)

【支援制度について、もっと詳しく知りたい方へ】

青森労働局HPでは、働き方改革の特設ページを開設しております。

特設ページの「働き方改革に取り組む企業を支援します！」から、各制度の名称をクリックしていただくと、制度の詳細を確認することができます。

また、特設ページでは、働き方改革の必要性や、関連する機関・団体等のHPをリンクしています。

働き方改革特設ページには、下記のURLからアクセスできますので活用ください。

URL [https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_120627.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_120627.html)



働き方改革特設ページ  
はこちらからもアクセス  
できます。